「雇用管理制度等助成」の申請から支給までの手続き

①「雇用管理制度整備等計画」を作成し、労働局に提出してください。

★様式1-2号・1-2号別紙に沿って、雇用管理制度整備等計画を作成してください。

●計画期間

6カ月~1年 ※計画開始日は、最初に雇用管理制度等を導入する月の初日になります。

●計画の提出期間

計画開始日からさかのぼって、6カ月前~1カ月前

●計画の内容

雇用管理制度整備等計画には、以下の項目を盛り込む必要があります。

導入する雇用管理制度等 の内容

雇用管理制度等の導入予定日

雇用管理制度等の導入についての 費用見込額

雇用管理制度等の導入についての 費用見込額の積算内訳

導入費用の支払先

導入費用の支払方法

新サービス提供に関する 雇用管理制度等の内容 計画期間内に、従来から実施していた介護サービスに加え、①新たに別の介護サービスを実施する②身体介護サービスに加え家事援助サービスを実施する③支店の増設などにより営業エリアを拡大するなどの場合(以下「新サービスの提供」)、 その新サービスの提供に関する雇用管理制度の整備を行い、加算助成(下記「支給額」参照)の受給を希望する事業主については、その内容を計画に盛り込む必要があります。

対象となる雇用管理制度等とは

※ 具体的な内容について詳細は、都道府県労働局にお問い合わせください。 【例】

1. 増員に関する措置

ホームページ(採用情報)の作成、求人情報誌や新聞広告への掲載、採用パンフレットやチラシの作成、就職説明会の開催 など

2. 体系的処遇改善に関する措置

評価・処遇制度(キャリアパス)の導入・見直し、昇進・昇格基 準の導入・見直し など

3. 報酬管理に関する措置

賃金体系の構築・見直し、諸手当(夜間勤務手当、住宅手当など) の導入・見直し など

4. 労働時間管理に関する措置

介護労働者の希望を踏まえた体制づくり、シフト勤務の整備 など

5. 能力開発に関する措置

教育訓練計画の策定・見直し、新人教育アドバイザー制度の策定・ 見直しなど

6. 健康管理に関する措置

健康診断(法定健康診断項目以外の項目)の実施(腰痛健康診断、B型・C型肝炎検査、インフルエンザ予防接種、結核検査、検便等)、メンタルヘルスに関する必要な配慮 など

※ 2~5の措置については、それぞれの措置に関する専門的な知識を有する者への委託費、相談・指導料が助成対象となります。

●支給額

★雇用管理制度等の導入に要した額(税込)の1/2

(各項目の上限額は以下のとおり。各項目の合計が100万円を超える時は100万円を上限)

1. 増員に関する措置

:30万円まで

4. 労働時間管理に関する措置 : 40万円まで

2. 体系的処遇改善に関する措置 : 40万円まで

5. 能力開発に関する措置 : 20万円まで

3. 報酬管理に関する措置

: 40万円まで

6. 健康管理に関する措置 : 20万円まで

●新サービスの提供に関する加算:上記支給額に 10万円を加算

○ 雇用管理制度の導入に要した費用を分割で支払う場合(金融機関などから借り入れた購入費用を分割返済する場合を含む) は、雇用管理制度整備等計画期間内に支払いが完了した分のみ(利子を含む)

●提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。

※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。

□ 1	「雇用管理制度整備等計画(変更)書」(様式第1-2号・第1-2号別紙)	
□ 2	介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類	介護保険指定事業所の指定通知書、登記事 項証明書など
□ 3	「介護労働者雇用管理責任者」の選任・周知している書面	様式例あり
□ 4	導入する雇用管理制度等についての見積書など	
□ 5	雇用管理制度等の導入・見直しについての概要	様式任意
□ 6	その他管轄労働局長が必要と認める書類	



労働局が雇用管理制度整備等計画を審査します

都道府県労働局では、次のような認定基準に照らして審査します。

- 雇用管理制度を導入・適用し、雇用管理の改善に取り組むことにより、介護労働者の福祉の増進につながる 計画内容であること。またその計画の実施により、介護労働者の確保・定着などに一定の効果が見込まれること
- 雇用管理制度整備等計画を達成するための措置内容、実施スケジュール、措置実施に必要と見込まれる費用 の額が適正なものであること

雇用管理制度整備等計画が適切だと認められる場合は、事業主の方へ「認定通知書」(様式第3-2号)により通知します。

② 認定された「雇用管理制度整備等計画」に基づき、 雇用管理制度などの導入、適用を行ってください。

雇用管理制度整備等計画の期間中から支給申請日までは、特に以下のことに気をつけてください。

- 介護労働者の雇用管理改善に努める
- 雇用管理制度整備等計画に変更が生じるときは、その2週間前までに雇用管理制度整備等計画変更書(様式第 1-2号)を提出する
- 請求書、領収書、納品書などを保管する(支給対象部分の金額が確認できるもの)
- 分割払いの場合は、支給対象部分の費用の支払い計画を立てること(対象外部分を除く)
- 支給申請日までに事業主都合の解雇などをしない
- 他の助成金の不正受給をしない

定着率(%)=

労働関係法令に違反しない

③ 介護労働者等の定着状況を確認してください。

計画期間終了時の介護労働者等の 定着状況を確認 雇用管理制度を最初に導入した日と計画期間終了日の 雇用保険被保険者数を比較し、定着率が一定以上であ ることが必要です。

雇用管理制度等を導入した事業所における雇用保険被保険者(介護労働者以外も含む)の定着率が**80%以上**で、他の要件も満たす場合、助成金の支給を受けることができます。定着率は、次のように計算します。

(分母のうち) 計画期間の終了の日において

引き続き雇用されている雇用保険被保険者数

×100

雇用管理制度を最初に導入した日における雇用保険被保険者数

なお、新サービスの提供に関する加算の受給を希望する場合の定着率は、新サービスの提供に関する雇用管理制度を導入 した事業所における雇用保険被保険者数を用いて計算します。この算定の結果、定着率が90%以上で、他の要件も満たす場合は加算の支給を受けることができます。

④ 支給申請手続きをしてください。

支給申請期間

★計画期間終了後1ヵ月間

提出	書類
ᄺ	ᆸᄉᅑ

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。

□ 1	「(雇用管理制度等助成)支給申請書」(様	式第7-2号・7	7-2号別紙)
□ 2	「(雇用管理制度等助成)定着率確認対象者一覧表」(様式第8-1号)※	加算支給を希望する場合は、様式第8-2号により確認
□ 3	「雇用管理制度整備等計画認定通知書」(様式第3-2号) (写)		
□ 4	「介護労働者雇用管理責任者」に変更があった場合、その選任・周知の書面		
□ 5	導入した雇用管理制度の内容がわかる書類	実施した雇用管理制度等の成果物、官公署に届け出た書類の写しなど	
□ 6	雇用管理制度等の導入に要した費用の支払いを証明する書類(写)		
□ 7	総勘定元帳 (現金科目・預金科目) (写)と預金通帳(写)		制度等の導入に係る支払いについての部分で可
□ 8	雇用管理制度等の見直しを行った場合は、見直しの前後が比較できる書類		
□ 9	その他管轄労働局長が必要と認める書類		

- ★ 支給申請書などの記載事項を確認するため、<u>必要に応じて添付書類以外の書類の提出・提示を求めることがあります</u>。 これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書などの内容に疑問があるときは、奨励金を支給できないことがあります。
- ★ 奨励金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に振り込まれるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ★ 同一の事由により、雇用調整助成金、中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者職域拡大等助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業人材確保推進事業助成金、介護労働環境向上奨励金(介護福祉機器等助成)、精神障害者雇用安定奨励金(雇用保険法施行規則第118条の3第6項第2号、第3号、第4号または第5号に該当する事業主に関するものに限る)、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、特例子会社等設立促進助成金、建設雇用改善推進助成金のいずれかの支給を受けた場合には、奨励金は支給されません。

この他にも支給要件や留意点などがありますので、 必ずお近くの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

ご注意

- ★ 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安 定機関に対して照会を行い、労働保険料の滞納や各種給付金の不正受給の有無などの内容 を確認します。
- ★ 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受けたり、受けようとした場合は、支給決定の取消しや支給金額の全額の返還(年5%の利息を加算)を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- ★ この奨励金の支給制度は、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給 または支給の取消しがなされた場合でも、行政不服審査法に基づく不服申立て、審査請求 を行うことはできません。
- ★ この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。関係書類については、5年間整理保存してください。